

令和3年度事業計画（案）

I 事業方針

農業・農村を取り巻く情勢は、TPP11や日欧EPAの発効などによる国際化の一層の進展、農業に関する各種規制改革などに加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による社会・経済の混乱など、本道農業・農村は大変難しい状況におかれています。

このような状況の下で、本道の農家は生産コストの低減と所得の向上をめざして、経営規模の拡大や生産性の向上を進めています。その一方で、担い手の減少や高齢化の進行による労働力不足の顕在化、荒廃農地の発生、集落機能の低下に加えて、自然災害の対応などの諸問題に直面しています。

消費者などから理解され、農業者が夢を持てる北海道農業・農村の実現を目指すため、多様な担い手の育成・確保、さらには、環境との調和を図りながら、安全・安心で高品質な農畜産物づくりを進めていく必要があります。さらには、農畜産物の付加価値の向上による産業振興を通じた地域の活性化の推進が重要な課題となっています。

このような課題に対処する上で、北海道の持つ優れた特色を最大限に発揮して、農業の体質強化と農家経済の確立を図るために、農業改良普及事業の果たす役割はますます重要となっています。

このため当協会は、公益社団法人として、定款に基づき農業改良普及事業の支援を行います。道の定める「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、農業者、関係機関等に対し、地域における普及活動事例等を「農家の友」に掲載するなど、きめ細かな情報提供等に努めるとともに、普及情報交換会や普及研究大会等普及組織の実施する調査研究活動の支援を強化します。

また、農業改良普及事業の果たす役割はますます重要となっていますので、地域の実情に応じた農業改良普及活動が効率的・効果的に推進されるよう、普及事業の支援組織である北海道農業改良普及事業協議会や北海道指導農業士協会、北海道農業士協会、北海道農業改良緑友会との連携を図ります。

II 事業計画

当協会は、農業者の多様でゆとりある農業経営の確立を図るため、効率的な農業経営及び技術の普及推進に努めるとともに、農業改良普及事業を支援することにより、北海道の農業及び農家生活の健全な発展向上に寄与することにより、地域社会の健全な発展と一般消費者から信頼される農業・農村の実現と食料の安定供給に資することを目的としています。

このため、上記の目的を達成するため、次の事業を行います。

公益目的事業会計

■ 農業改良普及推進事業

北海道における農業及び農家生活の改善に関する農業者による自主的な活動の促進、普及事業と連携した農業技術等の普及啓発の実施による「農業改良普及推進等」を目的として、以下の事業を実施します。

1. 刊行物（「農家の友」）発行事業

普及活動の効果的・効率的な支援及び地域農業と農家生活の改善向上に貢献するため、月刊誌「農家の友」を発行し、情報提供を行います。

(1) 「農家の友」の編集・発行

① 「農家の友」の誌面充実

効率的な普及活動を進めるための普及・啓発誌である「農家の友」をより実用的な農業技術情報誌として誌面の充実等に努めます。

ア 編集会議の開催

「農家の友」編集会議の開催（書面を含む）	6回（2か月に1回）
全国共同編集会議への参加（書面）	随時

イ 現地取材活動の強化

「農家の友」掲載記事は、2か月に1回開催される編集会議の方針に基づき、関係者へ執筆を依頼するとともに、編集部及び取材等委託による現地での取材強化に努めます。

ウ 誌面の充実

- ・読者ニーズを反映し、より見やすい、読みやすい誌面構成に努めます。
- ・紙面の充実や編集業務の体制強化を図るため、引き続き、編集業務の一部を外部に委託するとともに、編集職員の資質向上により効率的な編集業務に努めます。

② 「農家の友」の配布先

ア 農業者や普及指導員、農業関係者等の購読希望者に対する有償配布を行います。（「農家の友」は、誰でも有償で購読可能）

イ 新規就農支援（新規参入就農者支援対策）を目的として、新規就農者に1年間「農家の友」を無償配布（100名を上限）いたします。

③「農家の友」の普及推進

「農家の友」の発行は、公益目的事業の1つで、農業改良普及推進等を目的としています。このため、「農家の友」の発行及び普及推進は、①普及活動の効果的・効率的な活動支援、②農業技術の普及啓発、③地域農業と農家生活の改善向上に寄与することにもなり、精力的で継続的な取り組みが必要となっています。

「農家の友」の普及推進については、北海道農政部技術普及課や各（総合）振興局農務課の指導のもと、農業改良普及センター・北海道農業改良普及職員協議会・北海道農業改良緑友会等のご理解とご協力をいただくとともに、農業関係団体・商工団体・消費者団体・農業法人・農村女性グループ・取材農業者等への積極的なPR活動など、最重点事業として実施します。

また、地域における関連団体と連携した普及推進の取り組みやイベント等にも対応した普及推進を実施してまいります。

その実施主体となるのが、当然のことながら当協会の役職員です。自ら知恵を出し、汗を流し、成果を上げるための自主的で積極的な取り組みを行ってまいります。

2. 農業図書配布事業(河野基金事業)

農業者や普及指導員等の農業関係者の知識と教養の向上に寄与するため、昭和57年度に各農業改良普及センターに設置した「河野文庫」に対し、「河野基金」を財源として、農業経営等に関する図書を配本します。

(1) 河野基金事業の運営管理

基金の適正な管理・運営に当たるため、道農政部や学識経験者等で構成する「河野基金運営委員会」を開催し、「河野文庫」の充実に必要な手法や予算の検討や普及指導員の資質向上に必要な河野基金事業の充実強化を図るとともに、新規参入就農者支援対策の推進に努めてまいります。

① 「河野文庫」配本図書の選定

各農業改良普及センターに対する統一図書の配本や各農業改良普及センターの要望を踏まえた図書を配本するための予算配分等について、「河野基金運営委員会」に諮り執行します。

② 事業対象者

河野基金事業により整備された「河野文庫」は、農業者及び普及指導員等の農業関係者であれば誰でも利用可能です。

河野基金事業は普及指導員及び新規参入就農者などが対象者となります。

収益事業会計

■ 関係図書出版・広告掲載事業

公益目的事業の安定的な実施を目的として、以下の事業を実施いたします。

1. 図書出版事業

道から著作権の利用許諾を受け、そのデータ等を印刷・製本して販売するほか、農業改良普及推進等に寄与する図書の印刷発行を行うとともに、道内イベントを活用して、対面販売などによる既刊図書の頒布に努めます。

(1) 図書の発行・頒布

① 道が作成する各種図書の発行・頒布

<定期発行>

- ・令和3年度農作物病虫害・雑草防除ガイド 1, 600部
- ・令和3年普及奨励ならびに指導参考事項 220部

② 協会が作成する各種図書の発行・頒布

<定期発行>

- ・令和3年度版北海道農業改良普及事業関係職員名簿 700部

<既刊図書>

- ・既刊図書の頒布

<新刊図書>

- ・北国の果樹栽培入門(仮題) 部数未定

2. 広告掲載事業

「農家の友」やその他出版する図書に広告を掲載します。

(1) 広告の掲載

「広告は豊かな実りの情報源」をキャッチフレーズに、営農や経営に関する情報活動の一環であるとの観点から、読者の農業経営や営農技術に役に立つ、広告情報の提供に努めます。

法人会計

■ 協会の経営改善の推進

公益社団法人として法令に基づいた適切かつ円滑な業務運営を支えるのが財務の健全化です。しかしながら、現状は、読者の高齢化や活字離れなどにより「農家の友」の普及部数が減少傾向にあるほか、図書販売の不振、広告の伸び悩みなど、依然として厳しい経営環境に置かれており、財務の健全化が喫緊の課題となっています。

こうした環境下で経営改善を進めていくためには、主要事業の「農家の友」の普及推進を最重点課題として取り組むとともに、既刊図書の販売促進など、引き続き役員一体となって効率的な業務運営に努めてまいります。

また、厳しい財務状況を勘案し、人的資源を「農家の友」の普及推進及び図書の販売促進に集中するとともに、引き続き「農家の友」編集・取材業務の一部委託を継続するとともに運営費の節約に努めます。

「農家の友」の普及推進を進める上で、誌面の充実が不可欠であり、効率的かつ安定的な編集業務体制を整備するため、平成29年度より編集業務の外部委託と編集職員の増員を実施しております。

しかし、収支は昨年度に引き続き赤字が見込まれますので、経費の節減に努めつつ、「農家の友」の魅力ある誌面づくりのための編集業務体制の一層の充実に努めます。

次に、職員人件費については、平成28年度まで一切の定期昇給を見送ってきたことから、低い給与水準となっており、職員が意欲的かつ積極的に業務に邁進できるよう、平成29年度以降小幅ながら定期昇給を行ったところであり、依然として厳しい経営内容ではありますが、職員の努力を認め、意欲と活力を持って業務に取り組めるよう、プロパー職員の定期昇給を検討いたしたい。